

令和3年度

試験名:編入学試験(法・専門科目)

【社会国際学群

社会学類】

| 区 分       | 標準的な解答例又は出題意図  |
|-----------|--|
| 問題1<br>問1 | <ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な法律用語について、正確な知識を有しているかを確認する。</li><li>・正解例については、下記のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 行為者が自己の行動について自己の意思に基づいたと法律上評価される定型的能力。現代では権利能力のある者が行為能力を有していることが事実上前提となるため、条文上は行為能力がないあるいは不充分とされる者の類型が規定されている。</li><li>(2) 内心の意思と表示行為との間には齟齬がないが、内心の意思が形成される際に、本人の自覚なく本人の真意と異なる内心の意思が形成された状態。動機が相手方に表示されていることによって、錯誤と同様の効果をもたらすとするのが現在の判例の考え方である。</li><li>(3) 本人から代理権を与えられていない者が、代理人として行動すること。代理人としての効果は与えられず、当該代理人が自身のために行動したと評価されることが原則であるが、一定の状況があれば、表見代理として本人に効果が及ぶとされる場合がある。</li><li>(4) 法律上定められた要件が充たされた場合、時効期間の進行が停止し、停止事由がなくなった場合には、再び時効期間が進行を始める状況のこと。既に経過した時効期間が維持される点で、時効の中断と異なる。</li><li>(5) 善意無過失で他人の物の占有を取得した者が、当該物に関する権利を原始的に取得すること。遺失物、盗難品、家畜外の動物については、法律上例外的な取扱をすることが定められている。</li><li>(6) 有体物でない権利等を複数人で保持していること。物に関する権利を複数人で保持する共有と比較しながら説明しても可。</li><li>(7) 予め定められた一定の範囲の債権を被担保債権として、予め定められた極度額の範囲まで担保する担保物権。抵当権と比較すると、担保権の特徴である附従性が、上記の範囲で緩和されていることが特徴であり、継続的な取引が多くの場合円滑に終了していくことを前提とする実務界で多用されている。</li><li>(8) 複数の保証人間において連帯関係があるが、主債務者と保証人との間には連帯関係がない場合における保証関係。主債務者と保証人との間に連帯関係が存在する「連帯保証」と比較しながら説明しても可。</li><li>(9) 債務がないにもかかわらず弁済した場合における法律上の不当利得関係の処理方法。利息や費用の計算が複雑となった場合に実務上よく発生するが、法律上の要件と過払金債務の調整に関する判例との間には、理論上齟齬がある可能性が指摘されつつある。</li><li>(10) 相続において、相続人が、過去に相続財産の維持又は増加に貢献した部分のこと。相続分の算定に関して、寄与分に相当する財産が当該相続人に帰属するよう調整が行われるが、相続人以外の者が同様の貢献をした場合には適用がない。</li></ul></li></ul> |
| 問2        | <ul style="list-style-type: none"><li>・不法行為に関する現状の問題点を正確に認識し、現行法の規定の理解と共に、将来における立法の方向性をも考えさせることによって、法律学の学習において必要となる論理性やバランス感覚を図る。</li></ul><br><ul style="list-style-type: none"><li>・当初のハラスメントの定義には、労働関係における不利益を与えることが事実上含まれていたため、ハラスメントによる被害と不法行為による被害とは基本的に一致す</li></ul>  |

るものであったこと。

・これに対して、現在におけるハラスメントの一般的な定義においては、不法行為とされる範囲を超えてハラスメントが認定される場合が増加しており、ハラスメントの被害と不法行為の被害は同一とは限らないこと。

・但し、上記にかかわらず、ハラスメントにおける被害の本質は、被害者の人格が傷つけられたことにあるとするのが現在の一般的な考え方であるため、これを精神的被害と位置づけるのであれば、ハラスメントの被害と不法行為の被害は多くの場合一致する可能性が高いこと。

・現行法上は、不法行為の認定及び損害の評価に関して、裁判所の裁量の範囲が拡大する傾向にあり、裁判所に対する社会全体からの信頼が高い日本においては、かかる裁量の拡大が肯定的に受け止められているため、ハラスメントによる被害と不法行為による被害との差異が目立たなくなる可能性が常に存在していること。

・不法行為の被害を受けた際の回復手段は、原則として金銭賠償であるが、ハラスメントの被害を受けた際の回復手段において、金銭賠償が行われることはむしろ少なく、両者の関係性に係る各種の措置が、当事者間において柔軟に調整されることが事実上前提となっており、最近の立法では、企業等の組織に対して、調整を行う努力義務が課されている等、事態の解決の方向性が異なるものとなっていること。

・従って、今後において、ハラスメントの被害と不法行為の被害とを同一の次元で考えるべきであるか否か自体について、理論上実務上の議論が必要となってくる可能性が高いこと。

\* 本問題については、問1、問2とも、他者の著作物は利用していない。

## 問題2

1

行為者が犯罪の実行に着手したが、既遂に至らなかった場合、既遂結果が発生していないのにも関わらず、なぜ行為者を処罰することが許されるのであろうか。この問題は、刑法の目的や刑罰の正当化根拠とも関連する基礎的な問題であると同時に、古くから盛んに議論が行われてきた。そのため、受験者の未遂犯に対する理解、言い換えると刑法43条の理解だけではなく、刑法の機能および違法の本質に対する理解を測るものとして出題した。

2

不能犯とは、行為者が犯罪の実行に着手したつもりであったが、およそ行為に危険がない場合（未遂犯として処罰する必要がない行為）をいう。未遂犯と不能犯をどのようにに区別するかという問題に関して、主要な学説として具体的危険説、客観的危険説、修正された客観的危険説などがある。学説の議論状況に対する理解度を図るものとして出題した。不能犯と未遂犯の区別に関する学説の未遂犯の処罰根拠論との関連性を示すことが望ましい。

問題2のいずれの問題についても、論述問題であるため、答案例は示さない。

以上

令和3年度

試験名： 編入学試験 法・外国語

【 社会・国際学群

社会学類】

| 区 分 | 標準的な解答例又は出題意図  |
|-----|--|
| 外国語 | <p>問題文は、定評ある法哲学者 R・ワックスによる、法哲学者 R・ドゥオーキンの法理論についての簡潔な説明である。オクスフォード大学出版局から初学者向けの「A Very Short Introduction」シリーズの一つとして刊行された書籍から抜粋した。初学者向けであるため、英文は誤読の余地がなく受験生の基礎的英語力が明白となる。また学際的な社会学類において、法学専攻への入学を希望するのであれば、法システムの動態について関心を持ち、また法と他領域の関係について思考していることが期待される。そこで、判決から法システムに関する理論的主張、さらに道徳・政治的考慮と法の関係まで簡易に説明する文章を問題文とした。</p> <p>問 1 は、指定された英文の全訳である。指定部分では、法規(statute)など基本的な法学用語が用いられるとともに、特に難解な用語はない。また、指定部分はドゥオーキン法理論の要点を簡潔に述べる箇所であるから、仮に二、三の馴染みがない英単語、表現があったとしても、問題文全体の論旨を理解していれば、極端な誤訳には至らない。その意味で、法学的用語や論旨把握に関する英語力を問う問題である。</p> <p>問 2 は、ドゥオーキン理論における一つの特徴的な表現である「法は隙間のない(gapless)システムである」という主張が受験生が説明できるかを問っている。その後の 2 つの状況に対する問題文の説明を読めば回答は容易である。その意味で、英語で文章を読み自分の言葉でそれを説明する能力を問う問題である。</p> <p>問 3 は、判決において、問題文における基本的概念が何に当たるかを問う問題である。問題文においては基本的概念の説明のために判決が用いられているのであるから、判決の説明を理解できていれば回答は容易である。その意味で、判決文の簡単な説明が理解できているかを問う、英文の基礎的理解力を問う問題である。</p> <p>問 4 は、法の存在理由・達成目的について日常どの程度考えているかを問うものである。また、法制度に関する争点をどのようなものでも挙げてよいのであるから、受験生がリーガリズムに陥らず自ら思考する態度をもってきたかを問うものでもある。これらは、法学専攻入学生が身につけることを目指すリーガルマインドを、受験生自身が身につけようとしているかを問うものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |